

南島原市ニュース

令和3年8月27日

タイトル 災害対応関連予算および営業時間短縮要請期間の延長にかかる協力金関連予算を追加しました

8月11日からの大雨により発生した災害対応経費および長崎県が実施している営業時間短縮要請期間の延長にかかる協力金を追加した総額2億842万1千円の補正予算を、8月26日付け専決処分しました。

補正予算の内容は、次のとおりです。

- ①災害対応経費 1億7,617万1千円
（内訳）農業用施設災害復旧費 5,000万円
公共土木施設災害復旧費 1億1,500万円
公共施設等災害復旧費 1,117万1千円
- ②営業時間短縮要請協力金 3,225万円
要請期間：(第3期)令和3年9月7日(火)～12日(日)
※要請内容や支給額などは、変更ありません。

詳細は、令和3年度南島原市補正予算(第7号)の概要をご覧ください。

担当部署	総務部 財政課	担当者	米田 伸也
直通	0957-73-6625	E mail	zaisei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは		検索ワード	
担当者 連絡先			

◎令和3年度南島原市一般会計補正予算(第7号)の概要

今回の補正予算は、8月11日からの大雨により市内各所で発生した災害に速やかに対応するため、土砂の除去や施設の営繕、測量設計等の経費を計上いたしました。

また、8月27日から長崎市・佐世保市がまん延防止等重点措置の指定を受け、それに伴い県下全域の飲食店等に対する営業時間の短縮要請期間が9月12日(日)まで延長したことに伴う新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業に必要な経費を計上いたしました。

- ①災害復旧事業に要する経費 1億7,617万1千円
 - ・農業用施設災害復旧事業 5,000万円
 - ・公共土木施設災害復旧事業 1億1,500万円
 - ・公共施設災害復旧事業 1,117万1千円
- ②新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の支給に要する経費 3,225万円

その結果、令和3年度第7号補正予算の総額は、

一般会計 2億842万1千円

で、これを現計予算と合算すると、

一般会計 306億7,470万2千円

となります。

新型コロナウイルス感染症対策関連経費

一般会計

単位：千円

区分	件数	予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
時短協力金	1	32,250	1,500	30,750			0
合計	1	32,250	1,500	30,750	0	0	0

◆事業継続支援に要する経費

32,250千円

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 32,250千円

飲食店などへの営業時間短縮要請期間が9月12日(日)まで延長されたことにより、要請に応じた飲食店等へ協力金を支給する。

〈対象施設〉

食品衛生法の営業許可を受けている飲食店及び遊興施設で、以下の要件を満たすもの

- (要件)・要請期間のすべての期間において時短を実施
- ・営業時間短縮要請日以前から対象店舗を運営
- ・通常から20時を超えて営業

〈要請期間〉

第3期：9月7日(火)～9月12日(日) 6日間

〈支給額〉

中小企業：売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円